

田舎館村移住支援事業移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 田舎館村は、青森県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び田舎館村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、田舎館村内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、青森県と共同して行う田舎館村移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から田舎館村に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

当該移住支援金の交付については、あおもり移住支援事業実施要領、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。

(対象者要件)

第3条 申請時において次の第1号の要件を満たし、かつ第2号、第3号又は第4号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第5号の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる全てに該当すること。

①住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

②住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

③ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

①平成31年4月1日以降に転入したこと。

②移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

③田舎館村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

①暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

②日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

③その他青森県又は田舎館村が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

1) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、青森県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、移住支援金の申請時において連続して3か月以上在職していること。

(オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

2) 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、移住支援金の申請時において連続して3か月以上在職していること。

(ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 起業に関する要件

1年以内に、青森県起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(5) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

移住支援金の申請者以外の世帯員いずれも、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、原則、住民票の上で同一世帯に属していたこと。
- (イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入したこと。
- (エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、交付申請時において転入後3か月以上1年以内であること。
- (オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は暴力団等の反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（交付の申請）

第4条 移住支援金の申請者は、移住支援金交付申請書（様式第1号）、移住先の就業先（テレワークの場合は所属先等）の就業証明書（様式第2-1号、様式第2-2号）及び本人確認書類に加え、前条第1号の要件を満たし、かつ前条第2号、前条第3号又は前条第4号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては前条第5号の要件を満たすことを証する次に掲げる書類を村長に提出しなければならない。

(1) 移住に関する書類

- (ア) 移住前の在住期間及び在住地がわかる住民票
- (イ) 退職した企業での就業証明書、退職証明書、離職票等、移住元での在勤地・就業期間を確認できる書類

(2) 起業に関する書類

- (ア) 起業支援金交付決定通知の写し

(3) 世帯に関する書類

- (ア) 移住元及び申請時において同一世帯であることがわかる住民票

(4) その他田舎館村長が必要とする書類

2 前項の申請書等の提出期限は、支援金の交付を受けようとする年度の12月28日とする。

（交付決定の通知）

第5条 村長は、青森県による補助金の交付決定を受けた場合において、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに、あおり移住支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。

審査の結果、支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度

における支援金の交付が不可である場合は、その旨同様に申請者に通知する。

（支援金の交付）

第6条 交付決定通知を受けた申請者は、移住支援金請求書（様式第4号）により移住支援金を請求するものとし、村長は、当該請求のあった日から30日以内に移住支援金の交付を行う。

（交付決定通知書の再交付）

第7条 移住支援金の申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付願（様式第5号。以下「再交付願」という。）を村長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第8条 村長は前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに、あおり移住支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書[再交付]（様式第6号）により、申請者に交付する。

（報告及び立入調査）

第9条 青森県及び田舎館村は、青森県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、青森県移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第10条 村長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。また、返還請求をする場合は、青森県に対して移住支援金の返還に係る報告書（様式第7号）を提出することとする。ただし、青森県内の他市町村への転出については返還を求めないものとするが、青森県内の他市町村へ転出し、その後他の都道府県に転出した場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

（ア） 虚偽の申請等をした場合

（イ） 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した田舎館村から県外へ転出した場合

（ウ） （就業の場合のみ該当）移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

（エ） 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した田舎館村から県外へ転出した場合

（返還免除の申請）

第11条 受給者は、前条に規定する返還要件に該当するに至った原因が、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、移住支援金返還免除申請書（様式第8号）及び返還免除理由を証する書類により村長に返還の免除を申請できるものとする。

（返還免除決定等の協議及び通知）

第12条 村長は、前条の申請があったときは、返還免除の可否について移住支援金返還免除協議書（様式第9号）により青森県へ協議するものとする。

2 村長は、前項による青森県の同意後、返還免除の可否に係る決定内容を移住支援金返還免除承認通知書（様式第 10 号）又は移住支援金返還免除不承認通知書（様式第 11 号）により当該申請者に通知するものとする。

（雑則）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、青森県と田舎館村が協議して定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 3 月 27 日から施行する。